

議案第51号

久喜総合病院の事業譲渡に係る和解及び権利の放棄について

次のとおり和解及び権利の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 相手方

- (1) 埼玉県熊谷市中西四丁目5番1号
埼玉県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 五月女 直 樹
- (2) 佐賀県武雄市武雄町大字富岡12628番地
一般社団法人巨樹の会
代表理事 鶴 崎 直 邦

2 事件の内容

- (1) 久喜総合病院は、平成23年4月1日に、相手方である埼玉県厚生農業協同組合連合会(以下「相手方厚生連」という。)が開設した病院であるが、久喜市はその施設整備に当たり、相手方厚生連と久喜市の二者間で、平成20年3月24日付け「埼玉県厚生農業協同組合連合会(仮称)久喜総合病院の整備及び運営等に関する協定書」(以下「本件協定書」という。)を締結し、平成19年度から平成22年度までの4年間で、相手方厚生連に総額35億8千万円の補助金を交付した。
- (2) そのような中、平成27年4月に、相手方厚生連から久喜市に対して、平成27年度中を目指した久喜総合病院の事業譲渡の申し出があり、久喜市は、本件協定書に基づいた地域医療の継続と、公的医療機関である相手方厚生連が開設した病院と同等の公的医療機関への事業譲渡を求めた。
- (3) 相手方厚生連は、久喜市の意向を踏まえ、譲渡先を鋭意検討されたが、相手方厚生連からは、平成27年11月に、相手方厚生連が開設した病院と同等の公的医療機関への譲渡は不可能であるとして、一般社団法人である相手方一般社団法人巨樹の会(以下「相手方巨樹の会」という。)への事業譲渡を承認してほしいとの申し出があった。
- (4) 相手方巨樹の会は、一般社団法人ではあるものの、久喜総合病院の施設整備に当たり、久喜市が相手方厚生連に対して総額35億8千万円の補助金を交付していることを理解、確認し、久喜市民のために病院運営を行うことを確約し、事業譲渡後少なくとも10年間は、本件協定書に基づき久喜総合病院を運営するとのことであった。

- (5) 久喜市は、久喜総合病院を今後も存続させるべく、相手方厚生連の申し出を受け入れることとしたが、久喜市が相手方厚生連に対し、久喜総合病院の施設整備費用として、本件協定書を締結して補助金35億8千万円を交付していることを踏まえ、相手方厚生連及び相手方巨樹の会と交渉を行ったものである。

3 和解及び権利の放棄の内容

(1) 相手方厚生連との関係

ア 久喜市は、相手方厚生連が久喜総合病院に関する全ての事業を、相手方巨樹の会に譲渡することを承諾する。

イ 相手方厚生連は、上記事業譲渡に当たり、和解金として金3億7千万円を久喜市に支払う。

和解金の支払い方法は、久喜総合病院の事業譲渡実行日の翌日から起算して一週間以内に久喜市に支払うものとする。

ウ 久喜市と相手方厚生連は、本件和解金の支払いをもって、本件事業譲渡に関し、補助金問題を含め一切の問題が解決されたことを確認する。

(2) 相手方巨樹の会との関係

ア 相手方巨樹の会は、本件協定書に基づいて相手方厚生連が久喜市に対して約束した全ての事項を相手方厚生連から承継し、これを誠実に履行して久喜総合病院の運営に当たる。

イ 相手方巨樹の会は、本件事業譲渡の実行日から少なくとも10年間は、久喜総合病院の運営を継続する。

ウ 相手方巨樹の会は、上記に違反して久喜総合病院の運営を中止、若しくは、久喜総合病院の事業を譲渡した場合（但し、相手方巨樹の会が属する医療グループであるカマチグループ内部での再編に際して事業を譲渡する場合を除く。）、久喜市に対して、違約金として、本件補助金の原資として久喜市が起債した市債の久喜総合病院運営中止等時点における未償還残高に相当する金額を支払う。

エ 久喜市は、本件事業譲渡の実行日から10年間を経過した時点で、相手方巨樹の会に対する補助金返還請求権を放棄する。

4 和解及び権利の放棄をする理由

- (1) 久喜総合病院については、相手方厚生連が開設し運営しているものであるが、久喜市は、久喜総合病院の施設整備に当たり、久喜市と相手方厚生連との二者間で本件協定書を締結し、補助金として35億8千万円を相手方厚生連に交付していることを踏まえ、相手方巨樹の会への事業譲渡をなすのであれば、補助金交付目的に反することになるとして、補助金全額の返還を相手方厚生連に求めたものである。

しかしながら、相手方厚生連からは、相手方巨樹の会への事業譲渡は補助金交付目的に反しておらず、久喜市の補助金全額の返還請求は受け入れられないとの回答があり、双方弁護士を立てて協議をしたところ、相手方厚生連から、補助金問題に関する和解金として金3億7千万円の提示があり、これ以上の和解金の提示はできないというものであった。

- (2) 相手方巨樹の会は、久喜総合病院の事業譲渡(譲受)に当たり、本件協定書に基づき相手方厚生連が久喜市に対して約束した全ての事項を承継し、これを誠実に履行して譲渡後少なくとも10年間は久喜総合病院の運営を継続することを確約するというものであった。

しかしながら、補助金問題については、市債の未償還残高に関しては違約金として返還をなすことを約束するものの、市債の未償還額以外の補助金に関しては返還義務を免れること、また、事業譲渡後の10年経過時点においては、補助金の返還義務を一切負わないことが確約されない限り、本件事業譲渡を引き受けることはできないというものであった。

- (3) 上記(1)、(2)により、久喜市は、久喜総合病院の事業譲渡に係る補助金問題の一切の疑義を解消し、久喜総合病院を地域医療の中核病院として今後も存続させるべく和解及び権利の放棄を行うものである。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜総合病院の事業譲渡に係る事件については、久喜市が相手方厚生連に交付した補助金35億8千万円をめぐる問題(補助金問題)が存在するのであるが、補助金問題に関しては、久喜市と相手方厚生連及び相手方巨樹の会との間には認識の差異があるものの、補助金問題に関する一切の疑義を解消し、久喜総合病院を地域医療の中核病院として今後も存続させるべく、この案を提出するものであります。